

## 「所轄庁提出書類の目的」

日本テンプレヴァン(株)井上拓郎

### 「提出書類の精査される箇所」

宗教法人の会計年度終了後4カ月以内に提出が義務付けられている所轄庁提出書類（事務所備え付け書類の写し）ですが、4月1日から3月31日が会計年度のご寺院は7月末日までに提出しなければなりません。また宗教法人法第25条4項にて提出が義務付けられており、提出しなかった場合や不実を記載した場合、また作成及び備え付けを怠った場合、10万円以下の過料に処すこととされております。

これらの所轄庁提出書類と備え付け書類ですが、収益事業等を行っておらず、年間収入が8,000万円以内で収支計算書を作成していない場合、当分の間、作成しなくて（提出しなくて）よいとされてます。また貸借対照表も同様です。公益事業（幼稚園、保育園、宗旨宗派を問わない霊園経営など）や収益事業を行っていない場合は、事業に関する書類の作成（提出）もありません。境内建物に関する書類も財産目録に記載されていない建物がある場合は提出となっておりますので、これらの対象とならないご寺院は、役員名簿（代表役員、責任役員、総代）、財産目録の作成及

び写しの提出で済むこととなります。収益事業等を行っていない大半のご寺院は役員名簿と財産目録の作成と提出のみの為、比較的簡単に済みますが、よくこれらの書類は、どこまで所轄庁で内容を精査しているのかとご質問を頂くことがあります。私の知る限り、過去に指摘を受けた事項には次のような事がありました。

- ・ 役員の任期切れ（任期が更新されているか、新しい役員になっていないか）
- ・ 役員の定数（規則との整合性、名簿に記載された人数の相違）

- ・ 公益・収益事業を新たに開始し提出書類に記載したが、規則の変更がされていなかった。（新たに事業を始める場合には規則に掲げなければならぬ）

これらの指摘を受けた場合、提出書類を修正するか、実情に合った規則変更の認証手続きを行わなければなりません。余談ですが、この提出書類を毎年表紙の年月だけ書き換え、内容をそのまま提出している方がおりました。当然ですが、責任役員等名簿の任期が更新されておらず、数年後にご指摘を受けたそうです。

### 「不活動宗教法入」

平成7年12月の宗教法人法の一部改正により、事務所備え付け書類の写しを所轄

庁へ提出することになりました。オウム真理教事件が契機となった訳ですが、本来の目的は宗教法人が規則等に則った活動を行っているのか所轄庁が確認する為とされており、また同時に継続的に適切な寺院運営が行われているか、言い換えれば不活動宗教法入となっていないかを確認する為でもあります。不活動宗教法人の定義は

「1年以上にわたって宗教活動をしていない」、「やむを得ない事由が無いのに礼拝施設が滅失してから2年以上にわたってその施設を備えていない」、「1年以上にわたって代表役員及びその代務者がいない」とあります。これらの定義に該当し不活動宗教法入として放置された場合、第三者によって法人格を不正に取得され脱税や犯罪に悪用される恐れがあるとされており、文化庁と都道府県では、これらの不活動宗教法入について、活動再開が出来ない場合には吸収合併や任意解散の認証によって、または裁判所に解散命令の申し立てを行うことによって不活動宗教法人の整理を進めております。不活動宗教法入と誤解されぬよう、所轄庁提出書類を適切な内容で毎年提出される事をお勧め致します。ちなみに不活動宗教法人の数ですが、平成30年12月31日時点で3528件とあります。